

消費税率引き上げに反対する意見書

政府は、「景気は記録的に回復している」と言っていますが、一般市民にはその実感がないどころか、むしろますます苦しくなっているのが現実です。

政府が進めてきた構造改革のもとで格差と貧困が広がっており、これを正すことを市民は強く求めています。これに応えるためには、所得の再配分という税制の本来の機能を強化することこそ必要です。

財政制度審議会が出した「消費税率2015年度までに10%程度」という答申に続いて、政府税制調査会は昨年11月20日の総会で、「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」を答申しました。この中で、消費税を「社会保障の財源の中核」と位置づけ、税制答申としては3年ぶりに消費税率の引き上げを明確に打ち出し、あわせて所得控除の見直しを示唆するなど「庶民増税」の方向を更にすすめる一方、法人税の実効税率の引き下げを打ち出しました。

福祉財源を標榜しながら導入された消費税でありながら、所得税、住民税、介護保険制度、医療制度の改定などにより、福祉をいちばん必要とする高齢者をはじめとする弱者の負担が大幅に増えています。

さらには、若年者を中心に生活保護を下回るワーキング・ブアが広がるなど、新たな問題が生じています。また、本市のように農業を主要な産業とする地域を襲っている生産者米価の大暴落と、石油製品価格の高騰とそれに関連する農業生産資材の続騰は、農業生産者にとって深刻な状態であり、稲作の崩壊に繋がりがねない、重大な事態に直面しているといっても過言ではありません。毎日の暮らしに課税する消費税は所得の低い人ほど重税となり、この増税は「貧困と格差」を一層ひどくするものです。

よって、政府におかれましては市民生活を守る立場から、今以上の消費税率引き上げをしないよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月13日

宮城県登米市議会議長 庄子喜一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿